

200801015A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

子ども家庭福祉分野における
家族支援のあり方に関する総合的研究

平成20年度 研究報告書

主任研究者 高橋 重宏

平成21(2009)年3月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

子ども家庭福祉分野における
家族支援のあり方に関する総合的研究

平成20年度 研究報告書

主任研究者 高橋 重宏

平成21(2009)年3月

目 次

I. 総括研究報告書

- 子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する研究 1
高橋重宏

II. 分担研究報告

1. ファミリープリザベーションにおける
ソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究 5
高橋重宏
2. 子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究 89
本間博彰
3. 地域性新保険支援システムに関する研究 121
小野善郎
4. 性的虐待を受けた子どもと家族へのケア
及び援助枠組みに関する研究 141
岡本正子

平成20年度厚生労働科学研究費補助金

総括研究報告書

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究

研究代表者：高橋重宏（日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部 部長）

研究要旨

児童虐待問題が社会的問題と認知されて久しい中、日本での子ども虐待への対応は、保護、及びリスクアセスメントに焦点をおき、児童相談所が多く役割を担う形で発展した。しかし近年では、子どもを被虐待環境から保護する援助開始期だけでなく、家族再統合など終結に向けた援助も重要視されるが、具体的な援助、特に家族再統合後の枠組みについては暗中模索の状態である。また、未だに児童虐待ケースの増加から、どうしても初期対応に手が取られてしまい、ファミリープリザベーション、つまり子どもの分離を伴わないレベルの問題への家族維持、それから子どもを家族から分離した後での家族再統合へ十分力が割けない現状となっている。また、児童福祉法等の改正により、市町村が一義的な児童相談を担うこととなり、さらにその枠組みを強化するために地域の機関が一堂に会する要保護児童対策地域協議会が法制度化されたが、それらを有機的に活用できる援助方法も未だに十分とは言えない。従って、本研究班では、従来の児童相談所のみの主導で行ってきた家族への援助の枠組みを、親、子ども、地域コミュニティ、親族等が援助計画作成や、その後の援助を行う枠組みへ有機的に参画する体系を構築し、公的・非公的な資源を最大限活用しながら援助を行う枠組みとして、ニュージーランドで開発され、アメリカ、カナダ、イギリスをはじめとする、数多くの国で採用されているファミリーグループカンファレンスに着目し、日本での児童相談所、区市町村、あるいは養護施設といった援助を行う機関において実践を行うための実践モデル、研修のあり方の検討・開発を行った。更に、その有効性を高めるために、援助枠組みに参画する精神保健福祉サービス等の資源の有効性と機能強化について研究を進めてきた。

具体的には、主任研究者の高橋重宏を中心とした、①「ファミリープリザベーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究」を全体の主軸として研究を進めた。加えて、本研究を始める以前のプロジェクト研究において実施したアンケート調査で問題になった精神障害と性的虐待への対応について、②精神保健クリニックの役割、③地域における精神保健システム、④性的虐待を受けた子どもへの中長期的なケアについて分担班を設けて検討を行った。

結果については、当事者参画型実践モデルとして検討すると共に、教育・研修プログラムやその教材、そして医療・保健・教育的側面から当事者、家族、地域を視野に入れたシステムについて具体的な提案を行なうための調査および指標の開発等を実施した。

研究分担者

高橋重宏（東洋大学）
本間博彰（宮城県子ども総合センター）
小野善郎（宮城県子ども総合センター）
岡本正子（大阪教育大学）

A. 研究目的

厚生労働省が統計を取り出した1990年代から、児童虐待対応ケース数は上昇し、現在では年40,000件を超え、その深刻度は増すばかりである。そういう背景の中で、日本における児童虐待への対応は、保護、及びリスクアセスメントに焦点が置かれ、かつ児童相談所がほとんどの役割を集中して担う形で発展してきた。近年では、子どもを被虐待環境から保護する援助開

始期だけでなく、家族再統合など終結局面における援助も重要視されるようになってきた。しかし、その枠組みについては未だに暗中模索の状態である。現実へ目を向けてみても、新聞報道等でも児童相談所の対応について社会的な関心や批判が向けられ、児童虐待ケースの増加から、どうしても初期対応に手が取られてしまう現状がある。従って、ファミリープリザベーション、つまり子どもの分離を伴わないレベルの家族維持や子どもを家族から分離した後での家族再統合に十分時間と手間が割けない現状となっている。更に地域における親の治療や虐待を受けた子どもへの精神保健等のサービスについても十分とは言えない。

虐待対応の先進諸外国では、地域コミュニティを基盤としたコミュニティ・ベースド・モデ

ルが虐待の早期発見・予防から援助に到るまで有効性を發揮している。日本でも、児童福祉法等の改正により、市町村が一義的な児童相談を担うこととなり、さらにその枠組みを強化するために要保護児童対策地域協議会が法制度化された。しかし、市町村では、地域を基盤とした家族支援のノウハウは、不十分で、公的・非公的な資源を有機的に活用し、地域を基盤とした援助方法も未だに十分とは言えない。また、児童養護施設には、家庭支援専門員、いわゆるファミリーソーシャルワーカーが配置されているが、こちらもノウハウの不足から有効活用がなされているとは言い難い現状にある。

以上のような現状を受け、本研究班では、従来の児童相談所のみの主導で行ってきた家族への援助の枠組みを、親、子ども、地域コミュニティ、親族等が援助計画作成や、その後の援助を行う枠組みへ有機的に参画する体系を構築し、公的・非公的な資源を最大限活用しながら援助を行う枠組みとして、ニュージーランドで開発され、アメリカ、カナダ、イギリスをはじめとする、数多くの国で採用されているファミリーグループカンファレンスに着目し、日本での児童相談所、区市町村、あるいは養護施設といった援助を行う機関における実践モデルの開発を行ってきた。更に、その有効性を高めるために、援助枠組みに参画する公的・非公的資源の有効性と機能強化について研究を行うこととする。その中でも、とりわけ平成18年度のプロジェクト研究で対応の難しさが指摘された精神保健のニーズを抱えた家族や子どもへの対応と性的虐待については、特に慎重な検討を行う。加えて構築した実践モデルや技法を現場で実践していくための実践ツール、および教育プログラム等の作成を検討した。

B. 研究方法

主任研究者の高橋重宏が担当する①「ファミリープリザベーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究」では、児童相談所、児童養護施設、市町村における実践モデルについて、日本で有効適応できる援助局面やその方法及びシステムについて議論し、具体的な事例での適用を行なながら検討を行った。具体的には、日本の児童相談所における家族参画について、検査的に「児童相談所版ファミリーグループカンファレンス」として位置付け、理念的な部分の整理を行うと共に、その中でも重要な子どもの参画についてアイルランドの事例を基に検討を行った。加えて、A都道府県で実践を行うと共に、模擬事例としてまとめ、テキスト案を作成した。また、事例については最終年度に完成する予定のマルチメディア教材作成に向けてビデオ収録とDVD作成を行った。

また、平成18年度に試行した講習会やアンケートの議論の中で、精神障害を伴った事例と、現状で法的枠組や具体的な援助方法が模索されている性的虐待については対応の困難性が強調された。これらについては以下の②～④の分担班において、有効な対応策について検討を行なう。

②「子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究」では、1年目に実態把握を行い、2年目にはその結果を踏まえ、児童相談所、及び情緒障害児短期治療施設にニーズ調査を行なう。最終年度には、地域での援助枠組み構築において有効な、地域精神保健クリニックの役割と有効性、及びあり方についての検討を行なった。

③「子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究」（分担研究者：小野善郎）では、②より幅広い、地域精神保健システムに関する包括的な研究を行なっている。1年目には地域におけるシステム・オブ・ケア構築のためにその評価尺度を翻訳・作成し、および2年目には実際にその検証を実施した。

④「性的虐待を受けた子どもへの中長期的なケア、及び援助枠組みに関する研究」では、1～2年目において、特に事例が発見され、援助の初期介入局面における事例への援助の実態把握と有効性の検討を行うと共に、日本ではあまり実践現場での蓄積がないため、海外の先進事例を収集、検討した。

C. 研究結果

1. ファミリープリザベーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究

一昨年度のプロジェクト研究で研究計画を作成し、昨年度より研究を実施してきた。本年度はそれまで実施してきた調査、実践等の結果を基に改めて理念的な部分の整理を行なった。その中ではファミリーグループカンファレンスを中心とした家族参画について研究班にて整理した結果をまとめると共に、その中で重要な「子どもの意向をどう汲み取るのか」という部分について、先行するアイルランドの実態を基に検討した。アイルランドでは、ファミリーグループカンファレンスに導入はそれほど問題がなかったものの、その前に家族、あるいは子どもの参画については10年間試行錯誤してきたという実情がある。わが国でも家族参画そのものが始まったばかりであり、当事者参画についてはこれから起こるであろう課題について、先行する取り組みより学ぶところは大きい。加えて、初年度より実施している実践への適用に関して、A自治体において実践を行なっている。しかしな

がら、守秘義務等の関係で直接の事例を報告するわけにはいかないため、取り組んだ事例のエンセンスを含んだ模擬事例としてまとめた。

2. 子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究

子ども家庭福祉分野の入所ケアを担当する施設のなかで、特に外向的で反社会的問題行動を呈する要保護児童を担当する児童自立支援施設が直面している精神保健ニーズを調査した。精神保健ニーズとしては、心の問題としての精神病や破壊性問題行動、心的外傷を背景にした精神疾患、そして近年の重要な問題である発達障害の実態とそれに対する施設の対応の現状と課題に焦点を当て調査研究を行った。

52箇所の児童自立支援施設のうち48箇所から回答が得られた。これらをさらに大都市圏の施設と大都市圏以外の施設に分け、比較検討をした。大都市圏の児童の心の問題と支援に対する現状と、一般的な地域の児童のそれを比べ、子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する検討を行った。

調査対象となった1418名の児童のうち、診断名の付いた心の問題を有する児童は509名で35.9%に達していた。特に発達障害を持つ児童が多くを占め、ついで破壊性問題行動、心的外傷関連の精神疾患を持つ児童が多いことが判明した。また実際に精神科通院による治療を受けている児童も12.5%に達しており、しかもこれら児童の全てが精神科薬物治療を受けていた。これ以外にも精神科医療を要する児童は少なくなく、現に医療を受けている児童以外にも17.7%の児童に精神科診察を受ける必要を感じており、これらを合わせると30%を越える児童に精神科による介入が必要ということになり、児童自立支援施設の指導には精神科医療が不可欠であることが浮かび上がってきた。

心の問題に対する施設の側の現状については、現在の体制ではほぼ対応できているところは16%にすぎず、日常的に困難な状況にあり限界を感じている施設は24%に達していた。限界までいかないが日常的に困難を感じている施設は総計84%に達していた。地域の精神保健クリニックの協力体制はかなり良好と言えるが、子どもの精神科医療の専門機関がないことから、受診には待ち時間が長く、けっして児童にとって適切な医療を受けられる状況にはないという現状が把握できた。

3. 子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究

さまざまな形の虐待を受けた子どもたちをはじめ多くの要保護児童の保護と援助を担う子ども家庭福祉の領域では、これらの子どもたちや家族が必要とする精神保健支援を効果的に提供できるシステムも求められている。昨年度の本研究では子ども家庭福祉領域における地域精神保健システムの基本的枠組みとして「システム・オブ・ケア」の有用性と可能性を示し、適切な支援の強度と環境、すなわち「レベル・オブ・ケア」を判断する方法として児童青年レベル・オブ・ケア評価尺度(CASII)の日本語版を作成した。

本年度の分担研究では、子ども家庭福祉領域に関わる児童精神科医およびその他の専門職を対象にして日本語版CASIIの信頼性の検証を行った。国内5地区の児童相談所および2カ所の児童精神科医療機関の協力を得て、CASII評定者研修を受講した参加者が標準症例を評定し、その評定データについて級内相関係数(ICC)を用いて検者間信頼性を評価した。児童精神科医のCASII各次元のICCは0.57から0.90、合計スコアとレベル・オブ・ケアについてはそれぞれ0.90と0.88を示し、良好な検者間信頼性があると考えられた。精神科医以外の専門職による各次元のICCは0.45から0.81、合計スコアとレベル・オブ・ケアについてはそれぞれ0.78と0.67とやや低かったが、実用的には十分な信頼性があるものと考えられた。また、検者間の評定にばらつきが大きいサブスケールについては、評定者研修やマニュアルの工夫により改善する必要性があると考えられた。

4. 性的虐待をうけた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究

研究2年目の今年度は、児童相談所における性的虐待事例への援助枠組み（特に家族支援）の実態を把握するための事例調査と、虐待を行っていない保護者（非加害親）に対する介入初期のアセスメントに関する文献研究を行った。

実態調査は、三府県（大阪府、静岡県、岡山県）の児童相談所が平成19年度に対応した性的虐待事例（一部平成20年度前半期も含む）のうち、担当者が一定関わった事例を対象とし、大阪府70例、静岡県11例、岡山県12例が集約された。分析は統計処理されたデータをもとに行なわれたが、その際、集約状況が異なったため、大阪府と静岡県の合計81例と岡山県事例とは別々に分析を行い、各府県における性的虐待事例への対応状況および援助枠組みの現状と課題について整理した。また援助内容については、性的虐待を受けた子どもの回復には、非加害親が子どもを守れるかどうかが保護因子として重

要であることが指摘されていることから、非加害親や家族への支援状況、および虐待者への対応を中心に分析を行った。

家族支援は、大部分の事例で非加害親である母親を対象に児童相談所が中心となって場を設定する形で行われており、ケースに応じて、そこに拡大家族が参加するという支援状況であった。虐待者に関しては、児童相談所による一定の指導が行われていたが、虐待者が成人の場合と未成年のきょうだいの場合においては、対応課題の整理がまず必要と考えられた。また文献調査からは、家庭内性的虐待事例で「非加害親が子どもを守れるかどうか」に関する介入初期のアセスメントツールにはまだ万全のものはないという結果であった。

D. 考察

1. ファミリープリザベーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究

日本の児童相談所での実践においては、これまで行政措置との位置づけが強く家族参画ということそのものが議論の対象となったのは最近である。しかしながら、各児童相談所においていくつかのアプローチが始まっている、実際にわが国においても適用可能であることが伺えた。本年は、A都道府県での実践に絞られたが、既にファミリーグループカンファレンスの講習を受けた複数の自治体でも取り組みが始まっている。次年度はA都道府県に留まらず、複数の自治体を視野に入れることによってわが国における家族参画、あるいは児童相談所版ファミリーグループカンファレンスの方法論を確立すべく検討を行う必要が示唆された。

また、子ども参画について考えるとき、子どもは意志表明権をもつ、という子どもの権利に関する条約、また権利基盤型アプローチを考慮に入れれば、その権利を保障することへの必要性は明らかである。しかし、ファミリーグループカンファレンスでは感情表出度が高くなる可能性を鑑みると、そもそも敵対関係にある場合も多い家族メンバーが、一定時間、専門家の介在なしで意思決定を行うフォーラムである。従って、まず子どもの安全と最善の利益を保証できる環境を整えたうえで、十分な計画と配慮、緻密な意思確認をもって、子どもの参画を促すことが必須である。また、「参画」について、子どもがファミリーグループカンファレンスに身体的に参加するにとどまらず、積極的な参加を望まない、あるいは年齢的に適当でない子どもに関して柔軟な姿勢をもち、その子どもにあった形での参加を認めるなど、創造的な対応をとることが求められる。

2. 子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究

入所する児童で精神科医療を必要とする心の問題を有する者が増えてきたこと、そして施設の側もこれらに対応する能力に限界を抱くようになったことから、児童自立支援施設における心の問題に対する対策は待ったなしの状況にあることが伺われた。よって大きな精神保健ニーズを突きつけられていることから、地域精神保健クリニック活動の整備を急ぐ必要性がより明確となった。

3. 子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究

CASIIによるレベル・オブ・ケアの判定は子どもの措置レベルの判断に有用であることが実証されていることから、子ども家庭福祉領域においても子どもの援助計画の策定に有用な情報を提供できる可能性があり、ファミリーグループカンファレンスによる家族参画型家族支援においても有用な情報を提供することで、効果的な家族再統合と子どもの精神的健康に寄与することが期待される。

4. 性的虐待をうけた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究

介入初期における家族支援の今後の課題としては、実践分析を深めることを通して、子どもの支援者としての非加害親アセスメントツールの検討と、非加害親を中心とした家族が子どもを守れるような支援の有り方をさらに深める必要があると考えられた。

また今回の調査の対象となった児童相談所では、性的虐待事例へのFGCの適用は行われておらず、欧米と法的体系や文化の異なる日本において、性的虐待事例へのFGCの適用に関しては、虐待者を除いた家族参画の方向性を探るなど、さらなる検討が必要と考えられた。

E. おわりに

一昨年度のプロジェクト研究で研究計画を作成し、そこで課題として出た精神保健のニーズへの対応と性的虐待の対応の難しさ等についてファミリーグループカンファレンスと切り離して議論を行ってきた。次年度が研究機関の最終年度となるが、日本における「児童相談所版ファミリーグループカンファレンス」、「児童養護施設版ファミリーグループカンファレンス」等の作成を行うと共に、精神保健のニーズへの対応、性的虐待事例への対応など、分担研究班の成果を有機的に活用する形でモデル化を図る予定である。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究
(主任研究者 日本子ども家庭総合研究所 高橋 重宏)

分担研究報告書

ファミリープリザベーションにおける
ソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究

分担研究者 高橋重宏 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部部長

研究要旨：

子ども虐待の問題は社会的に大きな問題となっている。しかし、子どもの保護をはじめとして、初期対応については充実が図られてきたものの、家族の維持や再統合についてはノウハウが求められている。また強制的介入が強化される中で、当事者権利を担保する仕組みを確立することも急務である。そのため、児童相談所等相談機関だけでなく、家族、親族、そして地域といった資源を有機的に活用した当事者参画型実践について検討し、実践モデル、およびその教育・研修、教材作成等についても検討を進めている。

2年目にあたる本年度は、最終年度に向けての方向性を確定するため、改めて理念の部分の整理を行った。その中でも、特に家族参画事例への子どもの参画について、先行するアイルランドの実践状況を踏まえて、子どもの参画について必要な要素を整理した。加えて、昨年度の研修において作成したテキストを基に日本における導入のあり方について検討した。具体的には、既に実施したABC都道府県に加えて、D都道府県において児童相談所職員への研修を実施し、昨年度のテキストに加筆修正を加えた内容も含めて現場職員と意見交換を行った。さらに本研究に先立つプロジェクト推進型研究において研修を実施したA都道府県において、実践事例も徐々に積み重なっていることから家族参画事例のエッセンスを損なわない範囲で模擬事例を作成した。加えて、最終年度のマルチメディア教材作成に向けて、映像としての収録を試みると共に、試行版DVDを作成した。

理念の部分の整理においては、特に子どもの参画について、ファミリーグループカンファレンスにおける子ども参画について考えるとき、子どもは意志表明権をもつ、という子どもの権利に関する条約、また権利基盤型アプローチを考慮に入れれば、その権利を保障することへの必要性は明らかである。しかし、ファミリーグループカンファレンスでは感情表出度が高くなる可能性を鑑みると、そもそも敵対関係にある場合も多い家族メンバーが、一定時間、専門家の介在なしで意思決定を行うフォーラムであるため、まず、子どもの安全と最善の利益を保証できる環境を整えたうえで、十分な計画と配慮、緻密な意思確認をもって、子どもの参画を促すことが必須である。また、「参画」について、子どもがファミリーグループカンファレンスに身体的に参加するにとどまらず、積極的な参加を望まない、あるいは年齢的に適当でない子どもに関しても柔軟な姿勢をもち、その子どもにあった形での参加を認めるなど、創造的な対応をとることが求められる。

また、模擬事例においては、日本における家族参画の適用可能性やその形態、あるいは導入に向けた段階について、更に深めた検討ができた。加えて、マルチメディア教材作成においては、わかりやすく紹介するためには更に理念的な整理が必要とされることが示唆された。

研究協力者：

林浩康（東洋大学）
佐々木政人（愛知淑徳大学）
加藤芳明（神奈川県中央児童相談所）
栗原直樹（埼玉県所沢児童相談所）
鈴木浩之（神奈川県中央児童相談所）
佐久間てる美（神奈川県相模原児童相談所）
妹尾洋之（神奈川県厚木児童相談所）
根本顕（神奈川県厚木児童相談所）

佐藤和宏（日本子ども家庭総合研究所
：神奈川県保健福祉部子ども家庭課）
大竹智（立正大学）
瀧谷昌史（関東学院大学）
伊藤嘉余子（埼玉大学）
河原畑優子（西南学院大学）
駒崎道（東久留米市）
中谷茂一（聖学院大学）
有村大士（日本子ども家庭総合研究所）
板倉孝枝（日本子ども家庭総合研究所）

A. 研究目的

子ども虐待対応が社会問題として認識されて久しい中で、日本でも子ども虐待への対応は、保護、およびリスクアセスメントに焦点を置き、児童相談所が多く役割を集中して担う形で発展してきた。近年では子どもを被虐待環境から保護する局面に加えて、家族再統合等のファミリープリザベーションに関しても焦点が当たられるようになった。特に、保護した子どもへの家族再統合の局面では、通知としてチェックリストがしめされる等、充実が図られてきているものの、その援助方法としては未だに暗中模索の状態である。また、児童福祉法により、市町村が児童相談の一義的な役割を担うこととはされているが、自治体間の差が大きく、援助の地域での枠組みを構築するために地域の機関が一堂に会する要養護児童対策地域協議会の設置が進められてきたが、それらを有機的に活用できる援助方法も未だに十分とは言い難い。

本研究班では、ニュージーランドにおいて開発されたファミリーグループカンファレンスの要素について、アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランドといった諸外国での採用されている特徴などに着目し、日本での家族再統合等のファイミリープリザベーションにおいて公的（フォーマル）な資源に加えて、家族、親族、地位域といったインフォーマルな資源を有機的に活用することを目標に研究を進めてきた。本年度は最終年度の児童相談所、児童養護施設等で活用できる家族参画型実践のモデルを提示するにあたって、理論的な整理を行い、特に子どもの参画について考察を得ることを目的とした。また、具体的な実践事例を積み重ねることによって、わが国における家族参画型実践適用の可能性、およびより効果的な実践モデルのあり方について検討を行うことを目的とする。

B. 研究方法

2年目にあたる本年度は、最終年度に向けての方向性を確定するため、改めて理念の部分の整理を行った。その中でも、特に家族参画事例への子どもの参画について、先行するアイルランドの実践状況を踏まえて、子どもの参画について必要な要素を整理した。加えて、昨年度の研修において作成したテキストを基に日本における導入のあり方について検討した。具体的には、既に実施したABC都道府県に加えて、D都道府県において児童相談所職員への研修を実施し、昨年度のテキストに加筆修正を加えた内容も含めて現場職員と意見交換を行った。さらに本研究に先立つプロジェクト推進型研究において研修を実施したA都道府県において、実践事例も

徐々に積み重なっていることから家族参画事例のエッセンスを損なわない範囲で模擬事例を作成した。加えて、最終年度のマルチメディア教材作成に向けて、映像としての収録を試みると共に、試行版DVDを作成した。

C. 結果と考察

1. モデルの位置づけと課題の検討

最終年度に児童相談所版ファミリーグループカンファレンス、児童養護施設版ファミリーグループカンファレンスのモデルを提示するにあたり、以下の課題については整理の必要性が示唆された。

1-1. 家族参画とファミリーグループカンファレンス

昨年度報告書でも示したとおり、例えば先行するアイルランドで実践を行ったソーシャルワーカーへのインタビューでは、ファミリーグループカンファレンスの導入はそれほど苦労しなかったが、それ以前に家族参画について10年以上の試行錯誤の期間があったことが把握できた。日本においては、まだまだ家族参画自体が定着しておらず、取り組みは始まったばかりである。研究班における最終的なモデルの提示として、効果的な当事者参画型実践、あるいはFamily Group Decision Making (FGDM) としての提示が必要なのか、あるいはファミリーグループカンファレンスとしての提示が適切なのかについては議論が必要である。

1-2. ファミリーグループカンファレンス、FGDMにおける“ファミリー”

ファミリーグループカンファレンスや、FGDMにおいて「ファミリー」という言葉が使用されているが、この場合の「ファミリー」は日本において一般的に想像する家族とは異なる。拡大家族を含んだ家族だけでなく、地域の友人等の当事者が繋がりを感じている人々が含まれる場合もある。また、北米では遠い親族でも「疑似家族の一員」としてFGDMに加わる場合もあり、日本の実践現場における導入に向けて、家族参画、当事者参画については用語の使用も含めて検討が必要である。

1-3. 児童相談所版ファミリーグループカンファレンス

本年度は日本における児童相談所の家族参画実践を考える際に、意図的に「児童相談所版ファミリーグループカンファレンス」という用語を使用してきた。（ファミリーグループカンファレンスと区別するため）しかしながら、海外

におけるファミリーグループカンファレンスと比較してみると、まだまだ意志決定を家族に委ねるところまでは到達しておらず、また本年度事例を検討したA自治体においても、サインズ・オブ・セーフティアプローチを先に導入し、その中に家族が意志決定する時間を設けるという導入方法を取っている。従ってファミリーグループカンファレンスという用語の使用、および今後研究班として目指すべき児童相談所版、あるいは児童養護施設版ファミリーグループカンファレンスのモデル化について、上記のように用語について丁寧な扱いが必要であることが示唆された。

2. ファミリーグループカンファレンスにおける子どもの参画

ファミリー・グループ・カンファレンス（以下FGC）は、ニュージーランドの先住民族マオリ族で使われていた意思決定のシステムを応用了した、サービス利用者の意思決定過程への参加を促すフォーラムである。FGCは、エンパワメントやパートナーシップを基盤とした家族支援のモデルとして、ヨーロッパ各国、アメリカ合衆国を始め多くの国々でソーシャルワークの実践として導入されている。日本におけるFGCの導入にあたり、「家族参画」がキーワードの一つとしてあげられており、児童相談所や児童養護施設等におけるFGCの活用が将来期待される。FGCは、問題のみに目を向けるのではなく、当事者家族が本来持っている力や判断力に焦点をあて、それを最大限に活用するストレングス・ベースペクティブ（Saleebey, 2008）モデルにも基づいており、このモデルの活用により多角的な視点を取り入れたサービスの提供が可能になると考えられる。先に述べられたように、日本では地域で親を支援するサービスが不足しており、また子育てについては家庭内、特に母親の圧倒的な責任を重視する伝統が根強く残る中、核家族化がすすみ、親の孤立も深刻化している。こうした状況を考慮すると、親へのサポートなしに、子どもの福祉の質向上を図ることはできない。しかし、ここで同時に懸念されるのは、FGCが「親支援」に焦点をあてるあまり、対象になる子どもの参画が十分に保障されないまま実践として広まっていくことである。

そこで本稿では、FGCにおける「子ども参画」に焦点をあてて論じる。まず、子ども参画の根本となる権利基盤型アプローチについて論じ、海外でのFGC運用方法の一例として、アイルランド共和国（以下アイルランド）でどのように子ども参画が保証されているかについて述べる。日本の現行システムにおいて児童相談所が一手に引き受けている親支援の役割を外部化

していくことへの必要性については前述されたが、ここでは、子ども参画についてその法的位置づけを中心に論じる。

さらに、FGC参画に関する子どもの視点について、イギリスで行われた調査結果をもとに示し、FGC子ども参画に伴う課題について論じる。最後に、子ども参画への計画に必要な事柄について考察する。

ここでいう「子ども」とは、FGC開催の理由づけとなるいわゆる当事者の子ども、「参画」とは、FGCの計画・実施・振り返りなどすべての過程における「子ども」の意思表明権の尊重と定義する。

2-1. 子ども参画と権利基盤型アプローチ

コノリーとマッケンジーは、FGCへの子ども参加について、出席者の力関係のアンバランスや子どもの能力、家族、文化的な違いなどから生じる、実践上の複雑なジレンマについて指摘している（Connolly and McKenzie, 1999 = 高橋・渋谷・森他訳 2005: 112）。また、子ども保護における家族意思決定状況で鍵となる課題は、「保護を不当に行うことなく、子どもを焦点に置くことを維持しながらエンパワメントを促進することへ移行している」ことを指摘し、意思決定プロセスに子どもの声をより反映し、幅広い役割を子どもに与えることの必要性を提示している。この課題は、日本では1994年に批准された子どもの権利条約に見られる「権利基盤型アプローチ（rights-based approach）」と重なる。権利基盤型アプローチとは、「恩恵的アプローチ」と対比するもので、「子どもに関する立法や施策の制定は、子どもの権利を実現するためのものとして位置づけられるので、国にはそれを保障する義務があり、安易に子どもの権利を制約する制度にすることは許されない」（日本弁護士連合会 2006:22）という見解である。

欧米型の児童保護システムでは、「子どもの権利に関する条約」に基づく「子どもの最善の利益（best interest of the child）」の保障を児童ソーシャルワーク実践の基礎としてとらえ、ケアの下にある子どもの支援計画（ケアプラン）を、里親や施設の担当職員、可能な場合は実親らと共有するためのケアプランミーティングや、定期的に行われる振り返りミーティング（Review Meeting）などにおいても、「子ども参画」が日常的に行われている。具体的には、子どもが自らのケアに関わるこれらのミーティングに参加することが強く促されるのはもちろんのこと、参加前に、担当ソーシャルワーカーと各ミーティングで話し合われる内容についての確認が行われ、子どもからの提案や、現状に

に対する子どもの考えについて、適性や年齢に応じて子どもがミーティングで発表する場合もある。FGCにおいても、その目的が子どものケア計画を決定することであるならば、その決定内容に子どもの意思が反映される必要がある。また、子どもの年齢や能力、特性に合わせて様々な形での参画が促されるべきである。

子どもの権利に関する条約12条においては、「自己の意思を形成する能力のある児童は、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意思を表明する権利」すなわち意思表明権があることが明示されている。また、子どもの権利条約の実施監視機関である「子どもの権利委員会」によって2004年に行われた第2回審査においては、日本の法律・政策について、「権利基盤型アプローチ」に合致するように改善を求められた。これは、日本では子どもを権利の主体と位置づける視点がまだ十分ではないことを指摘したものである（日本弁護士連合会：2006:22）。

加えて、平成20年に施行された児童虐待の防止等に関する法律の改正により、同法の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記されたことからも、今後の児童福祉施策において子どもの権利保障にさらなる注意を注ぐことは、大変重要な課題である。こうした流れを配慮すれば、FGC導入においても「子ども参画」についての対策を検討することは、実践を行いうえでの義務であるといえる。

2-2. 他国実践から見るFGCへの子ども参画

FGCの実践方法や対象者の範囲、また法的位置づけなどは、導入する国によって異なる。文化的背景や児童福祉の法的背景は国によって違うため、それは当然のことであり、ある国で効率的に機能している制度が、他の国では機能しない場合、またその反対も考えられるだろう。ここでは、アイルランドの児童ソーシャルワークにおいて子ども参画が導入されるようになった背景について、また、アイルランドにおけるFGCについて記述する。

しかしここでは、アイルランドでの実践をそのまま日本でのFGCに反映させることを意図するのではなく、FGCへの子ども参画を考えるうえでの、参考例として提示したい。

2-2-1. アイルランドにおける子ども参画

アイルランドの児童福祉サービスは、当初、アイルランドが英国統治下にあった1908年に制定された1908年児童法を基本法としてきた。

（増田：2002:247）児童法は、子どものケアと規制に関する親の責任の明確化を試みた初めての法律である（Skehill, 2004 : 195）。

この法律では、「国家は子どもにとってより高度で最終的な親である」という概念 (*parens patriae*) を導入し、法律に反する行いをした子どもと同様に「ケアと保護」の必要な子どものニーズを保障する法律として用いられた。この法律により、例外的な状況に限っては、両親から劣悪な待遇やネグレクトをうけた子どもを両親から引き離すことにも可能になった（Skehill, 2004 : 195）。

パウウェル（Powell, 1992）は、親の権利とは分離した、「子どもの権利」を強調した児童法は、伝統的な家族の概念をもつアイルランド社会では、懐疑的に捉えられ、児童憲章制定のかなり後までその抵抗は続いたと述べている（Skehill, 2004:196）。しかし、1991年児童ケア法の制定、1992年の子どもの権利条約の批准などにより、アイルランドでは子どもの権利にさらに重点を置くようになり、2000年には総合的な児童政策に関する10ヵ年計画 (National Children's Strategy) が制定され、子どものためのオムブズマンも設置されるなど、子どもと家族とのパートナーシップにより政策を改善し、子どもの生活の質や地位を保証することが実践として広まっている。アイルランドでは、早くから親から分離した「子どもの権利」を法律化したことが子ども参画への理解を促していたとも考えられる。

2-2-2. アイルランドにおけるFGC

アイルランドでは児童法（2001）第9項によりファミリー・ウェルフェア・カンファレンス（以下FWC）への参加資格をもつ者が次のように明記されている。

- a) カンファレンスを開くにあたり対象となる子ども
- b) 両親あるいは子どもの保護者
- c) 法律上の後見人 (Guardian Ad Litem)
- d) 子どもと両親あるいは子どもの保護者
- e) 保健局 (H. S. E) の者
- f) 子どもと両親あるいは保護者とのコンサルテーションの後、コーディネーターがカンファレンスに肯定的貢献をすると判断した人物で、子どもや家族について理解がある者

また、児童（FWC）規定（2004）第5項には、コーディネーターは、FWCの日時、場所を決定する前に、FWCの対象である子どもと、その両親または保護者に 1) FWCを召集する日時、場所、2) 児童法（2001）第9項に則った参加者、3) 児童法に則ったFWCの手続きについて相談するものと定められている。このように、法律によりFWCの運営方法を具体的に規定している

ことは、全国的に均一な実践を行うための指針となる点では評価できる。一方、ニュージーランドやアイルランドにおいて、急進的な法律制定によりFGCをメインストリームへと推進した背景は、エビデンスベースというよりは、むしろ政治的なものであったと指摘する意見もある (Merkel-Holguin et al., 2004)。

ゴールウェイ・メイヨー・ロスコモン地方を含むアイルランド西部地域保健局 (HSE Western Area) では、2002年にFGCが導入された。導入時の2002年から2004年8月までの期間に行われたFGC評価のための調査によれば、子ども参画については、子どもの年齢、能力、その他の要因により、その程度は異なるという結果が出ている。子ども参画が積極的に行われた例では、子どもが参加者にFGCへの招待状を送付したり、FGC開催時に参加者全員と会い、挨拶を行った例があげられている。しかし一方では、FGCへの参加を望まなかつた例も報告されている (HSE/NUI, Galway Child & Family Research and Policy Unit 2006:78)。

FGCコーディネーターの意見として、子どもは、カンファレンスは大人のためのものと捉えている場合が多いが、参加するにふさわしい年齢の子どもにとってのFGC参画は、効果的であると報告されている (HSE/NUI, Galway Child & Family Research and Policy Unit 2006:86)。また、子ども一人ひとりにあった形式でFGCに関する話し合いをもつ機会をあたえること、また、創造的にその機会を促進することが大切であると述べられている (HSE/NUI, Galway Child & Family Research and Policy Unit 2006:78)。「創造的にその機会を促進する」例として、アメリカ合衆国における実践例では、子どもによる直接的な発言に限らず、子どもからの手紙、詩、絵、テープなどを含んだ様々な手段による表現法を保障すること、また、子どもが出席すべきかということよりも、情緒的、身体的安全が保障された状態で子どもとの関わりを最大限に活用することの必要性が指摘されている (Markel-Holguin and Wilmot, 2004=林2008:104)。

2-3. FGC参画に対する子どもの視点

子ども参画について考える場合、細心の注意を払うべきは、子ども自身が、FGCへの参画についてどういう視点をもっているかということである。

イギリス北部では、FGCパイロットプロジェクトに参加した20家族を対象に子どもの視点に焦点をあてて調査を行った (Bell and Wilson, 2006)。以下の表は、カンファレンスに対する子どもの満足度に関する調査結果である。

カンファレンスに対する子どもの満足度に関する調査

表1

質問事項	はい	いいえ
いいたいことを全部言えた	11	2
言われていることが理解できた	12	1
居心地が良かった	10	2
悲しく感じることがあった	5	3
誰か代弁してくれる人がいた	11	1

表2

項目	とても満足	満足	満足ではない
FGCについて	11	3	1
プランについて	9	4	2
参加者について	15		

Bell, M and Wilson, Kate (2006), 'Children's View of Family Group Conference', BJSW, より翻訳・編集

対象：イギリス北部で2000年より開始したFGCパイロットプロジェクトに参加した6～16歳の子どもに質問 (N=15)

表1、表2によれば、全体的にFGCに対する印象は肯定的である子どもが多いが、満足度や理解度、プランについて、十分ではなかったと考えている子どももいることが現れている。特に、表1で、FGC中に悲しく感じることがあったと答えた子どもは多くおり、子どもの年齢、能力、文化、安全性に配慮した上で、子どもにダメージを与えることなく参加をどのように促すかということは、実践者にとって関心が高い (Bell and Wilson, 2006:672)。

表2に、代弁してくれる人、についての記述があるが、近年、イギリスでは、コーディネーターの中立性を高め、子どものFGC参画を促すために、子どもの希望によってコーディネーター以外の専門の子どものためのアドボケイト（擁護者）を配置することが一般的に行われている（林 2008:103）。アドボケイトの役割は、家族のメンバーや既に子どもとの関わりがある専門職が担う場合もあるが、FGCで子どもの擁護者の役割を果たすための訓練を受けたインディペンデントアドボケイト（Independent Advocate）が配置される場合もある。

イギリスのウィルトシャー地方で行われたFGC子ども参画とアドボケイトの役割についての調査によれば、FGCに参加した79人の子どものうち、アドボケイト自体を利用することを拒否した子どもが6人いたものの、インディペン

デントアドボケイトを希望した子どもが3分の2にあたる62人にのぼったと報告している(Horan and Dalrymple, 2005)。この結果をみると、FGCへの子ども参画を促すには、アドボケイトも視野に入れた様々な試みが考慮されるべきだといえる。

2-4. 子ども参画への計画

子ども参画を促すための試みが重要であることは前述した通りであるが、FGCにおいては、意思決定の重要な過程であるファミリータイムに専門家が同席しないという特徴からも、子ども参画を実践に移すまでに入念な計画・準備が必要であるといえる(Bell and Wilson, 2006: 672)。

アイルランド児童保健局(Department of Health and Children)は、2007年に児童サービスのための指針—政策ハンドブック(Agenda for Children's Services : A Policy Handbook)を発行し、すべての政策において子ども参画を促すための手順を示している。そこには、子ども参画への初期段階の計画として、1)優先順位をつけること、2)業務上での子ども参画による影響についてアセスメントを行うこと、3)サポート方法や資源についての計画をたてることなどがあげられている。子ども参画が有効であると思われる領域、子どもが影響を与えることのできる領域、また子どもが興味をもつ領域について優先順位をつけた上で、大人の役割、参画を促すことによる職場や他のスタッフへの影響、スタッフ或いは子どもへのサポートまたはトレーニングの必要性についても吟味する必要性がある。そうしたうえで、新しい方法での働き方—子ども参画の方法—を内在化するべきである。

また、先にも述べたように、子どもへのFGC参加による心理的影響についても、事前に考慮し、子どもとの対話を重ねる必要がある。ホーランドとリベット(Holland and Rivett, 2008)は、FGCに関する調査は、数少ないバイロットプロジェクトを対象としたユーザーの満足度、直後の成果に焦点がおかれる傾向があり、子どもの福祉への成果については未だ確定的ではないと指摘している。ホーランドとリベット

(2008)はさらに、家族の感情の表出度が高いカンファレンスへの可能性から、ファミリーセラピーとFGCの類似点を認識し、コーディネーターはそうした状況にも対応できるような知識と技術を備え持つべきであると述べている。効果的なカンファレンスのために大切なことは、参加者が歓迎され、また参加者の貢献度に価値が置かれているということである(Sieppert, Hudson, Unrau, 2000:390)。子ども参画のた

めの準備とはそうしたソフト面、ハード面での環境整備であるといえる。

2-5. 結論

FGCにおける子ども参画について考えると、子どもは意志表明権をもつ、という子どもの権利に関する条約、また権利基盤型アプローチを考慮に入れれば、その権利を保障することへの必要性は明らかである。しかし、FGCでは感情表出度が高くなる可能性を鑑みると、そもそも敵対関係にある場合も多い家族メンバーが、一定時間、専門家の介在なしで意思決定を行うフォーラムであるため、まず、子どもの安全と最善の利益を保証できる環境を整えたうえで、十分な計画と配慮、緻密な意思確認をもって、子どもの参画を促すことが必須である。また、「参画」について、子どもがFGCに身体的に参加するにとどまらず、積極的な参加を望まない、あるいは年齢的に適当でない子どもに関しては柔軟な姿勢をもち、その子どもにあった形での参加を認めるなど、創造的な対応をとることが求められる。

3. 家族参画事例の検討

事例の検討結果については、P.12以降に示した。

D. おわりに

本年度の研究結果より、日本における家族参画型実践の適用については、実践事例が得られたこと、また効果的な側面が確認できたことなどを含めて導入の可能性が示唆された。しかしながら、児童相談所版ファミリーグループカンファレンス、児童養護施設版ファミリーグループカンファレンスを提示するにあたって、概念や位置づけについて常に留意しなければならないことが示唆されている。

最終年度においては、先行する当事者参画型実践を踏まえ、児童相談所、児童養護施設等に適用可能な実践モデルを提案する。加えて、導入未実施の児童相談所、施設等において効果的に学習するためのテキスト、およびマルティメディア教材を作成する。

文献

- Barnaodos.,(2009),Guardian Ad Litem (15/02/09),http://www.barnardos.ie/what_we_do/central_services/guardian_ad_litem.html
- Bell, M., and Wilson, K.,(2006), 'Children's Views of Family Group Conferences',

- British Journal of Social Work, Vol.36, pp.671-681
- Connolly, M., and McKenzie, M., (1999), Effective Participatory Practice, Walter de Gruyter, New York.=高橋・澁谷・森他訳 (2005)『ファミリー・グループ・カンファレンス』有斐閣
 - Department of Health and Children.,(2001),Children (Family Welfare Conference) Act, Stationery Office, Dublin
 - Department of Health and Children.,(2004),Children (Family Welfare Conference) Regulations, Stationery Office, Dublin
 - Department of Health and Children.,(2007), The Agenda for Children's Services: A Policy Handbook, Dublin
 - Holland, S., Rivett, M.,(2006), ' 'Everyone started Shouting' :Making Connection between the Process of Family Group Conferences and Family Therapy Practice' ', British Journal of Social Work, Vol.38 pp21-38
 - Horan, H and Dalrymple.,(2005), Promoting the Participation Rights of Children and young People in Family Group Conferences, England, Barnardos, (15/02/09)
<http://www.barnardos.org.uk/whatwedo/children/advocacy/advocacy.pdf>
 - HSE/NUI, Galway Child & Family Research and Policy Unit., (2006), Facilitating Family Decision Making :A study of the Family Welfare Conference Service in the HSE Western Area, Part 3, Dublin
 - Health Service Executive., (2009), About HSE (15/02/2009) (http://www.hse.ie/eng/About_the_HSE/)
 - Saleebey, D.,(2008), Strength Perspective in Social Work Practice, 5th Edition, Longman, London
 - Sieppert, J.D., Hudson, Joe. and Unrau, Y.,(2000), 'Family Group Conferencing in Child Welfare : Lessons from a Demonstration Project', Families and Society, Jul/Aug, 81,4, pp.382-391
 - 田邊泰美 (2006) 『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』 明石書店
 - 日本弁護士連合会 (2006) 『子どもの権利』 ガイドブック 明石書店
 - 林浩康 (2008) 『子ども虐待時代の新たな家族支援 ファミリーグループ・カンファレンスの可能性』 明石書店
 - 増田幸弘 (2002) 「アイルランド」 中村優一、阿部志郎、一番ヶ瀬康子 (2002) 『世界の社会福祉年鑑』 旬報社 pp.243-260

「児童相談所型ファミリーグループカンファレンス」展開の可能性

神奈川県児童相談所虐待対策支援課
同 親子支援チーム

はじめに

神奈川県では平成13年度に虐待対策支援班（現虐待対策支援課）が設置された。さらに平成16年度からは虐待家族への支援を行う専従チームとしての親子支援チームが各所に順次配属されたことにより虐待家族への再統合支援について独自の実践を積み重ねてきた。神奈川県における虐待家族への支援については既にいくつかの実践報告等により発表がなされている。（※ 参考文献参照）

今回の実践報告では神奈川県児童相談所親子支援チームを中心に取り組まれてきた当事者参画型の家族支援に、諸外国で取り組まれているファミリーグループカンファレンスモデル（以下FGCモデル）を導入できる可能性について実践報告を通じて検討することが目的である。

なお、ここでの報告は親子支援チームが先行実践としてのFGCモデルを導入することを試みたものであって、いまだ、神奈川県児童相談所の家族支援に組織的に位置づけられたものではない。

1 当事者参画型の家族支援の現段階とFGC

神奈川県における虐待家族への支援とFGCモデルの関連性については、林がその共通性と相違をまとめている。林は神奈川県の当事者参画によるストレングスベースドな親支援のあり方にFGCとの共通点を指摘しつつ「A県では

親の治療的ケアを目的とした実践であるのに対し、FGCでは治療的ケアは想定されておらず、子どもの支援計画作成を中心としたケアマネージメントを主たる機能としていることがあげられる。」
(下線筆者)と述べ、さらに親子支援チームは親に寄り添う立

家族支援の「発展」段階

図 1



場で関与するが、FGCでは「中立的立場としながらも、子どもの立場に立っていると言える。」（※1）とその相違点を述べている。

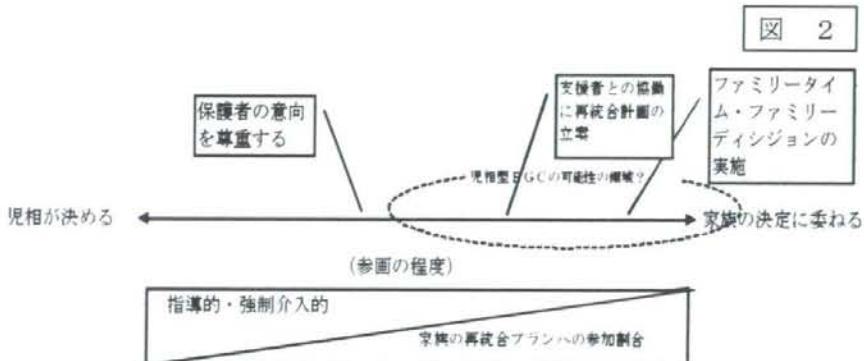
神奈川県の当事者参画型の実践はそれまでに直面してきた家族支援の課題から実践的に試行しているものであり、当初はFGCを意図しての実践ではなかった。

図1は児童相談所の家族支援の実践の発展過程を仮説的にまとめたものである。親子支援チームの実践としては第一段階から第三段階レベルのパートナリズムに基づく家族支援もありつつ、目標としては第四段階の「主体性・当事者性構成アプローチ」の実践モデルに足場を置きながら実践を重ねている。

第四段階の実践は、家族と児童相談所が指導される、するという関係にとどまっていては、子どもの安全と安心を構築するための問題解決には至りにくいという認識から、家族が当事者として問題解決の主役になっていくプロセスを尊重することが実践のテーマとなる段階である。この点において、FGCが有する当事者参画によるストレングスペースドな関わりは、第四段階の実践に重なる部分が多くかったのである。

しかし、FGCの歴史は単に家族支援の実践モデルとしての発展というよりは、マイノリティーとされた民族の文化的、思想的背景から生まれた（パートナリズムから）当事者としての家族の意思決定の復権という点にあり、私たちが家族支援の有効な実践モデルという点だけから捉える事がFGCの効果として的一面（セラピューティックな有効性）だけを見ていることの危惧は残る。（もっとも、虐待をしている家族が力なきマイノリティーと見られている点は共通しているかもしれない。）

いずれにしても、文化的、思想的な背景があまり考慮されていない、制度的、法的背景の整わない日本の現場から私たちがFGCとの接点を求めたのは主に有効な家族支援の実践モデルとしてからである。



つまり、虐待家族とされた家族が自ら主体者となって新たな生活を構築するためには、どうしても家族の中に当事者性が生まれる必要がある。そのことを実現するためには、子どもを含めた家族が安全安心な計画立案、実施に主体者として参画する必要があり、当事者参画の在り方を突き詰めていくとFGCから生まれた実践モデルに近づいていくという点になろう。（ただし、近づいていったとしてもそれがFGCとなるか、あるいはFGCと言えるのか、その定義も含めてはっきりしない現時点では言及できない）

図2は家族の当事者としての参画の程度により、実践的側面からFGC導入の可能性を示したものである。横軸は左に行けば行くほど、児童相談所が指導的に家族にかかわることになっている。パターナリズムの比重といつてもよい。右に行けば行くほど、当事者としての家族の参画の程度が増え、当事者性が生まれてくる。当然家族が「家族再統合プラン」等へのかかわりの程度は増大する。さらに、FGCの実践的な特徴でもあるファミリータイム、ファミリーディシジョンが行われ、家族の主体的決定がより尊重されるものとなっていく。

2 児童相談所型FGC実践モデル試案

児童相談所型FGC実践モデルと既に述べているが、これまで行われてきた当事者参画型の家族支援とどのように異なるのか、実践を進めていくにあたっての操作的定義が必要となることから、仮説的に次のように定義した上で、実践モデルを示す。

つまり「児童相談所型FGC実践モデルとは児童相談所がコーディネーターとなって家族とともに家族の安全安心を構築する当事者参画型の実践モデルであり、可能な限り拡大した家族、親族等による話し合いの時間を持つことで、家族、親族が当事者として意思決定により多く関与することをめざす。このことによって家族、親族等の中に当事者性が高まり、エンパワメントされた家族、親族等が自ら問題解決を図っていくプロセス」である。

図3は児童相談所型FGC実践モデルの展開過程を試案としてフローチャートにまとめたものである。①から⑩は虐待が通告され児童相談所が介入し、さまざまなプロセスを経て、家族再統合、在宅支援と展開していく典型的なプロセスを示してある。もちろん、実際の支援はこれほど直線的に進むことはない。

フローチャートは本年度に親子支援チームがFGC実践モデルを適用可能な事例において意識的に導入してみるための共通認識として申し合わせたものである。あくまで仮説であり、試案の段階は出ない。

以下に仮説としての実践モデルを説明する。

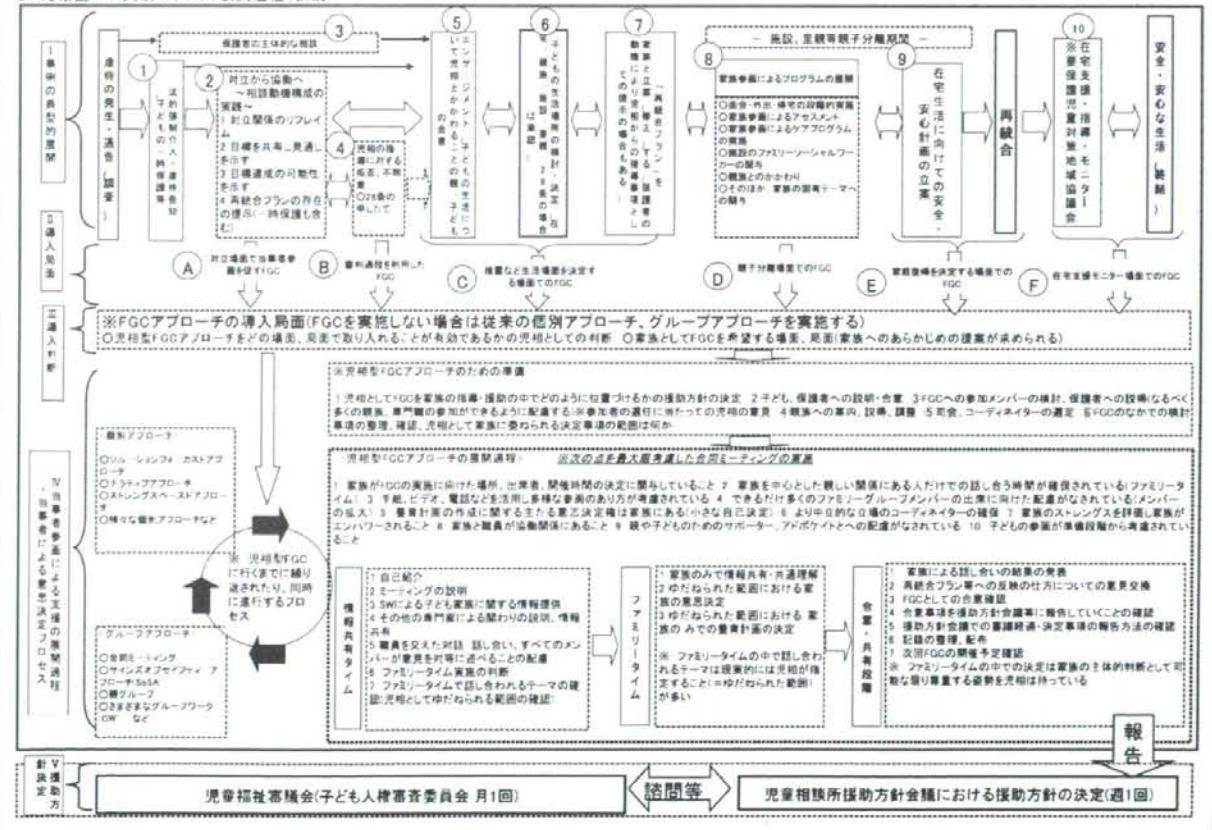
(1) 児童相談所型FGCの導入局面

AからFは児童相談所型FGC実践モデルを展開できる可能性のある局面を示したものである。

ここでは、「A、対立場面で当事者参画を促すFGC」「B、審判過程を利用したFGC」「C、措置など生活場面を決定する場面でのFGC」「D、親子分離場面でのFGC」「E、家庭復帰を決定する場面でのFGC」「F、在宅支援モニター場面でのFGC」の6つの局面を想定した。しかし、実際は対立場面で当事者参画の実践をすることは容易ではなく（だからこそ、FGCという考え方もある）、児童福祉法28条等審判にいたった事例では対立的な関係は否めず、司法の側のコーディネイトがあって初めて実現する局面であろう。したがって、実際はCからFの局面でのFGCの導入が現状の試行レベルでは現実的である。（司法の関与するFGCは制度的、法律的根拠の乏しい我が国だからこそ、実践的な可能性のある有効な場面とも言える）

図 3

◎ 児相型FGC実践モデルの展開過程(仮説)



実際、児童相談所型FGCアプローチを進めるためには事例の選択が必要であり、現状ではおしなべて全ての家族に平等に実施することは難しい。児童相談所として、慎重にその可能性を判断して、FGCが家族支援の手続きとして最も有効であるという実践的な判断がなされて、実施に至る。

(2) 児童相談所型FGCの準備

児童相談所の判断としてFGCを進める場合、次の手順が必要となる。つまり、「①FGCを家族の指導・援助の中でどのように位置づけるかの援助方針の決定」「②子ども、保護者への説明・合意」「③FGCへの参加メンバーの検討、保護者への説得（なるべく多くの親族、専門職の参加ができるよう配慮する）」「④親族への案内、説得、調整」「⑤司会、コーディネイターの選定」「⑥FGCのなかでの検討事項の整理、確認、家族に委ねられる決定事項の範囲は何か」などの調整が必要になる。

「⑥・・家族に委ねられる決定事項の範囲は何か・・」は現行制度で家族にどこまで自己決定を委ねられるかの児童相談所の判断である。さまざまな決定が家族の主体的な判断としてなされたとしても、児童相談所として受け入れられないものであれば、家族に決定を委ねることの意味はなく、家族に無力感だけを生じさせる結果になりかねないのである。

(3) 当事者参画型アプローチの延長線上に児童相談所型FGCを意識した点 さらに、すぐれた当事者参画型のアプローチとしてのFGCを捉えた場合に（可能な範囲で）次のことを意識して実践に取り組むこととした。

「1 家族がFGCの実施に向けた場所、出席者、開催時間の決定に関与していること」「2 家族を中心とした親しい関係にある人だけでの話し合う時間が確保されている（ファミリータイム）」「3 手紙、ビデオ、電話などを活用し多様な参画のあり方が考慮されている」「4 できるだけ多くのファミリーグループメンバーの出席に向けた配慮がなされている（メンバーの拡大）」「5 養育計画の作成に関する主たる意志決定権は家族にある（小さな自己決定）」「6 より中立的な立場のコーディネイターの確保」「7 家族のストレンジスを評価し家族がエンパワーされること」「8 家族と職員が協働関係にあること」「9 親や子どものためのサポーター、アドボケイトへの配慮がなされている」「10 子どもの参画が準備段階から考慮されていること」などの目標である。

ただし、「5 養育計画の作成に関する主たる意志決定権は家族にある（小さな自己決定）」については、「⑥・・家族に委ねられる決定事項の範囲は何か・・」でも述べたように家族の意志は尊重できても、現在の児童相談所のシ

ステムからは援助方針の決定は児童相談所により行われることは否めない事実であり、限定的な自己決定であったり、現実的には家族の自己決定を最大限尊重するという点にとどまっている。また「6 より中立的な立場のコーディネイターの確保」という点は児童相談所の外部から中立的コーディネイターを確保することが（一部のNPOを除いては）難しく、現実的には同じ児童相談所にいるがもっぱら家族支援に当たる親子支援チームがコーディネイターとしての役割を担わざるを得ないのである。

（4）実際の児童相談所型FGCでのカンファレンスの展開

以上のプロセスを経て実際の児童相談所型FGCのミーティングでは次の三つの段階（「情報共有タイム」「ファミリータイム」「合意、共有段階」）のプロセスが展開される。

「情報共有タイム」として、「1 自己紹介」「2 ミーティングの説明」「3 SWによる子ども家族に関する情報提供」「4 その他の専門家による開わりの説明、情報共有」「5 職員を交えた対話 話し合い、すべてのメンバーが意見を対等に述べることの配慮」「6 ファミリータイム実施の判断」「7 ファミリータイムで話し合われるテーマの確認（ゆだねられる範囲の確認）」がなされる。

次に「ファミリータイム」として「1 家族のみで情報共有・共通理解」「2 ゆだねられた範囲における家族の意思決定」「3 ゆだねられた範囲における家族のみでの養育計画の決定」がなされる。

次に、「合意、共有段階」として、「1 による話し合いの結果の発表（家族による発表）」「2 再統合プラン等への反映の仕方についての意見交換」「3 FGCとしての合意確認」「4 合意事項を援助方針会議等に報告していくことの確認」「5 援助方針会議での審議経過・決定事項の報告方法の確認」「6 記録の整理、配布」「7 次回FGCの開催予定確認」がなされる。

ただし、FGCはそれに至るプロセスに「※ 児童相談所型FGCに行くまでに繰り返されたり、同時に進行するプロセス」としてサークルを示してあるように、FGCを実施するまで、あるいは実施しながら常に個別アプローチ、集団アプローチが必要となっている。つまり、FGCの中で展開されるファミリータイムの実施や、家族の中での意思決定はそれまでの児童相談所と家族の関係性や家族の変化を踏まえて、児童相談所として慎重に判断されているのが実際である。FGCが独立した実践として存在することはなく、相互の様々なアプローチと結びついている。

FGCの決定は援助方針会議で検討され、児童相談所は児童福祉審議会等に